

北名古屋市広告付きデジタルサイネージ及び案内地図板設置事業に関する公募型 プロポーザル実施要領

北名古屋市では、西春駅東西連絡橋にデジタルサイネージ及び案内地図板を設置する事業者を募集します。設置事業者には、広告の募集、放映内容の制作、案内地図板の製作、デジタルサイネージ等の機器一式の設置から保守について広告手数料で運営するとともに、設置場所が有する広告価値を利用する対価を広告料として納付をするものとします。

1 事業の名称

北名古屋市広告付きデジタルサイネージ及び案内地図板（以下「本設備」という。）設置事業

2 事業期間

令和8年9月1日（火）から令和13年8月31日（日）まで

ただし、事業期間満了後、北名古屋市と設置事業者との合意を条件に、同一内容、同一条件でさらに1年間契約を自動更新することができるものとする。

3 事業の目的

- (1) デジタルサイネージ及び案内地図板による情報提供の充実
- (2) 市内事業者に広告宣伝の機会を提供することによる地域産業活性化の促進
- (3) 広告事業による北名古屋市の新たな財源確保

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北名古屋市競争入札等参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 北名古屋市指名停止措置要綱（平成25年告示第174号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けている期間内でない者であること。
- (4) 北名古屋市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年5月24日付け締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。
- (7) 本設備において2年以上の実績を有し、かつ、本公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する広告付きデジタルサイネージ及び案内地図板を設置した実績があること。
- (8) 個人の場合は北名古屋市内に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。
- (9) 本市人口と同規模以上・同種の公的機関における広告・広報業務の実績を有すること。

5 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

ア 北名古屋市広告付きデジタルサイネージ及び案内地図板設置事業申込書（様式1）

イ 事業提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式2）

エ 業務実績（様式3）

オ 納税証明書（直近の事業年度分）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）愛知県の県税、北名古屋市の市税について未納の税額がないことの証明書

カ 登記事項証明書（申込前1か月以内に取得したもの。）

※ エは、本市人口と同規模以上・同種の公的機関における広告・広報業務の実績に限る。

※ オ及びカについて、北名古屋市の競争入札参加資格に登録済の場合は、提出不要。

※ 提出された書類は返却しない。

(2) 提出期限

令和8年6月29日（月）から令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

※ 市役所の開庁日・開庁時間に限る。

(3) 提出場所

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所 建設部 施設管理課（北名古屋市役所西庁舎2階）

電話 0568-48-0196

電子メール shisetsu@city.kitanagoya.lg.jp

(4) 提出部数

14部（正本1部、副本13部）

(5) 提出方法

持参による。

6 実施要領及び仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質疑受付期間及び方法

令和8年6月29日（月）から令和8年7月8日（水）午後5時までの間に、質問票（様式4）に必要事項を記載し、上記5(3)へ電子メールで提出すること。

(2) 質問に対する回答

令和8年7月14日（火）までに事業提案書を提出した全事業者に、電子メールで回答する。

7 設置事業者の選定方法

(1) 審査方法

令和8年8月3日（月）以降に公募型プロポーザル方式による選考として、プレゼンテーションを実施し、広告料、提案内容、デザイン、メンテナンス体制、実現性、確実性、信頼性等について、以下の審査基準に基づき、北名古屋市のプロポーザル審査委員会にて審査し、最も優れた者を選定する。

< 審査基準 >

区分	評価項目	評価内容
業務遂行能力	1 事業者の能力 (10点)	・事業規模、経営状況 ・会社の組織、人員体制 ・業務実績
提案評価	2 事業理解度 (10点)	・事業目的、仕様書の理解度 ・公共性、景観配慮の考え方
	3 設置計画・施工体制 (10点)	・設置位置の妥当性 ・施工方法の妥当性 ・設置スケジュールの実現性 ・関係機関との調整方針 ・転倒、落下防止対策
	4 デザイン・機能性 (10点)	・筐体デザインの景観調和性 ・マップの視認性、分かりやすさ ・公共施設や文化財等の周知方法 ・壁面行政広報掲示板の工夫
	5 広告運営・管理計画 (10点)	・広告募集方法 ・審査基準の明確性・公平性 ・更新、契約管理方法 ・苦情その他トラブル対処体制
	6 維持管理・緊急対応体制 (10点)	・定期点検、清掃計画 ・劣化、破損時の対応方法 ・故障時の初動対応時間 ・災害時対応 ・保険加入状況
	7 独自提案・付加価値 (15点)	・利用者利便性向上策 ・デジタル連携（2次元バーコード等）の活用 ・市の負担軽減策 ・その他創意工夫
対応評価	8 対応力 (10点)	・質問等に対し、明確で具体的な提案を行っているか。
価格評価	9 見積金額（広告料） (15点)	配点： $15 \times (\text{提案下限額} + \text{参考見積額}) \div (\text{提案下限額} + \text{最高見積額})$
合計点	100点	

- (2) 全審査員の採点を平均した点数を評価点数とし、その評価点数が最も高い者を契約者として決定する。
- (3) 審査結果は、事業提案書の提出者すべてに対して書面で通知する。
- (4) 決定された設置事業者は、速やかに北名古屋市と協議し、本事業に係る契約を締結すること。

8 事業内容

(1) 設置設備

- ア デジタルサイネージ 2 台※
- イ 地図案内板併設デジタルサイネージ 2 台※
- ウ エリアマップ及び近隣エリアマップ・案内図
- エ 壁面行政広報掲示板
- オ その他必要な機器
- ※ 「【別紙 1】仕様書」を考慮した提案をすること。
- ※ デジタルサイネージ 2 台のうち 1 台は北名古屋市が調達する。

(2) 設置場所

西春駅東西連絡橋、西春駅西口ロータリー

(3) 稼動運用

運用は、午前 5 時 0 0 分から翌日午前 1 時 0 0 分までとする。

ただし、緊急時等には北名古屋市の所有するデジタルサイネージについて、運用時間外に稼動する場合がある。

(4) 北名古屋市及び設置事業者の主な役割分担

区 分	主 な 役 割
北名古屋市	①本事業の統括に関すること。 ②市が所有するデジタルサイネージの管理に関すること。 ③放映する民間広告の審査に関すること。
設置事業者	①本設備の本体・付属物一式の設置に関すること。 ②本設備の本体・付属物一式の定期的な維持管理及び事故、障害発生時の対応に関すること。 ③契約期間満了後、本設備の本体・付属物一式を撤去し原状回復すること。 ④放映する民間広告の広告主募集及び広告制作に関すること。 ⑤広告へのクレーム対応に関すること。 ⑥設置事業者が納付する広告料等を納付すること。 ⑦その他、「【別紙 1】仕様書」を満たすこと。

(5) 設置事業者が納付する広告料等

ア 広告料（納付する広告料は消費税及び地方消費税を含む）

イ 道路占用料及び屋外広告物許可手数料（契約後、北名古屋市が算定する）

ウ デジタルサイネージの稼動に要する電気料金（定格電力と稼動時間に応じて北名古屋市が算定）

エ デジタルサイネージの通信費

※ アについては、設置場所が有する広告価値を利用する対価

※ ウ、エについては、北名古屋市所有の機器も含む。

(6) 設置場所の概要・現況

「【別紙 1】仕様書」参照のこと。

9 本事業の募集に関するスケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	実施要領の公表	令和 8 年 6 月 2 9 日(月)
2	実施要領等に関する質問期限	令和 8 年 7 月 8 日(水)まで
3	上記質問に対する回答の公表	令和 8 年 7 月 1 4 日(火)
4	参加申込書、事業提案書の受付	令和 8 年 7 月 1 7 日(金)まで
5	審査（書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和 8 年 8 月 3 日(月)の週で設定予定

6	選定結果の通知・公表	令和8年8月21日(金)
7	優先交渉権者との詳細協議	令和8年8月21日(金)
8	契約締結	令和8年8月中
9	機器の設置	令和8年9月1日(火)から
10	機器の運用開始	令和8年11月1日(日)予定
11	広告の放映開始	機器の運用開始と同日または以降適時の日

※ 契約締結以降の詳細な日程は、契約した設置事業者との協議により決定する。

10 事業提案書の作成要領

(1) 提案書様式

ア 提案書のサイズはA4版とする。ただし、図表等については必要に応じてA3版折込も可とする。

イ 印刷の向きは「横」とし、左上綴じとする。

(2) 必須提案事項

ア 北名古屋市に納入する広告料の月額（消費税及び地方消費税を含まない額）

※ 道路占用料及び屋外広告物許可手数料、電気使用料、通信費は広告料の提案額に含めないこと。

※ 提案下限額は、年額360,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

イ 設置する本設備の機器全ての仕様（寸法及び消費電力等）及び設置方法（転倒及び落下防止対策含む）

ウ 設置事業者における広告の募集、審査方法

エ 本設備のメンテナンス及び破損・故障時の緊急対応方法（拠点、人員等）体制

オ 公共施設や文化財等が来訪者にわかりやすい筐体及びマップのデザイン

カ 壁面ホワイトボードの仕様及び設置方法

11 特記事項

(1) 設置に関する特記事項

ア 北名古屋市は、設置事業者の責めに帰する理由により東西連絡橋及びロータリーの利用に不適当な事情が発生した場合は、本体及び付属物一式の全部又は一部を撤去させることができる。全部を撤去する場合には、設置事業者は設置場所等を速やかに原状回復すること。なお、既に納付済みの道路占用料及び屋外広告物許可手数料、広告料は返還しない。

イ 放映及び掲出する民間広告について、著作権、その他第三者の権利に関係する問題が生じた場合は、設置事業者が一切の責任を負うものとする。

ウ 契約期間内であっても、東西連絡橋及びロータリーの工事あるいは社会情勢等により、設置場所の変更や広告掲示の全部または一部を中止することがある。

エ 事業実施に際して疑義が生じた場合は、その都度北名古屋市と設置事業者が協議のうえ対応を決定する。

オ 本事業の契約とは別途、道路占用許可及び屋外広告物表示等許可を受けること。

(2) 事業提案に関する特記事項

ア 応募者は、提出書類をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 事業提案書提出後の差し替え、修正は認めない。

ウ 受理した提案書その他提出書類は、選考結果にかかわらず返却しない。

エ 提案書類は設置事業者選定のためにのみ使用する。

- オ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- カ 提出に要する費用は応募者の負担とする。
- キ 設置予定場所の調査（採寸等）を行う場合は、事前に連絡の上、許可を得ること。
- ク 事業の実施にあたって、また、掲載する広告については、北名古屋市広告掲載要綱、北名古屋市広告掲載基準を遵守すること。

12 問い合わせ先

〒481－8531 北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市役所 建設部 施設管理課（北名古屋市役所西庁舎2階）
電話 0568－48－0196
電子メール shisetsu@city.kitanagoya.lg.jp